

## 東近江市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則（平成17年東近江市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

令和3年3月25日

東近江市議会議長

市 木 徹 様

提出者

東近江市議会

議会運営委員会委員長 西 崎 彰

会議案第1号

## 東近江市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

東近江市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和3年3月25日提出

東近江市議会

議会運営委員会委員長 西 崎 彰

## 東近江市議会会議規則の一部を改正する規則

東近江市議会会議規則（平成17年東近江市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第84条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第132条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）」を「及び請願者の住所」に改め、「請願者が」の次に「署名又は記名」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 提案理由

標準市議会会議規則の一部改正に伴い、本市規則の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。

東近江市議会会議規則（平成17年東近江市議会規則第1号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（欠席の届出）</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>（欠席の届出）</p> <p>第2条 議員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>
<p>（欠席の届出）</p> <p>第84条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>（欠席の届出）</p> <p>第84条 委員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>
<p>（請願書の記載事項等）</p> <p>第132条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日<u>及び</u>請願</p>	<p>（請願書の記載事項等）</p> <p>第132条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者</u></p>

者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

4 (略)

の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。

(新設)

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

3 (略)